



紅葉

# FP NEWS

TAX & ASSET  
MANAGEMENT



(編集発行人)

ザイコム・ジャパン株式会社

代表取締役 **吉田 聡**

〒102-0093  
東京都千代田区平河町1-7-22  
万代半蔵門ビル2F

info@zaicom.jp

## ◆ 11月の税務と労務

11月

(霜月) NOVEMBER

3日・文化の日 4日・振替休日 23日・勤労感謝の日

- 国 税 / 10月分源泉所得税の納付 11月11日
- 国 税 / 所得税予定納税額の減額承認申請 11月15日
- 国 税 / 所得税予定納税額第2期分の納付 12月2日
- 国 税 / 9月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 12月2日
- 国 税 / 12月、3月、6月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合) 12月2日
- 国 税 / 3月決算法人の中間申告 12月2日
- 国 税 / 個人事業者の消費税等の中間申告(年3回の場合) 12月2日
- 地方税 / 個人事業税第2期分の納付 都道府県の条例で定める日

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

※税を考える週間 11月11日～11月17日



**地方税共通納税システム** 複数の地方公共団体や金融機関の窓口へ出向かずに、自宅や職場のパソコンから一括して個人住民税(特別徴収分・退職所得分)、法人住民税、法人事業税などの納税ができるシステム。土日祝日等を除き8時30分～24時まで利用でき、インターネットバンキングやダイレクト納付などにより納税します。

# 交際費等と隣接費用との区分

企業の経理担当者は、その支出が「交際費等」に該当するか、広告宣伝費や福利厚生費といった「隣接費用」に当たるのかを判断して、処理を行うこととなります。

判断のポイントとしては、その支出の目的、支出先、内容などから確認しますが、交際費等と隣接費用の区分については、わかっているつもりでも頭を悩ますことも少なくありません。そして、その費用が交際費等に該当するか否かにより租税負担に大きく影響します。

また、税務調査の際には必ず交際費等の支出について確認が行われますので、トラブルが起きないように正しい理解が必要です。

今回は、交際費等と広告宣伝費や福利厚生費などの隣接費用の区分などについて、Q & Aを交えて見ていきます。

## 1 交際費等

交際費等とは、税法上、「交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するもので、広告宣伝費、福利厚生費、給与等に該当しないもの」とされていますが、実際に交際費等なのか、広告宣伝費等の隣接費用かの判断は、経費科目の名目ではなく、実質で判断します。

## 2 交際費等の損金算入の特例

交際費等は税務上、損金にはなりません。が、中小法人については、年間八〇〇万円（定額控除限度額）まで全額損金とすることが認められています。

また、全法人を対象に飲食のために支出する費用「接待飲食費」（ただし、専らその法人の役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等の費用「社内接待費」は除く）の五〇％を損金に算入できる特例もあります。すので、中小法人は、この特例と定額控除限度額までの損金算入のいずれかを選択適用することになります。

なお、全法人を対象とした制度としては、一定の書類を保存していることを要件に、飲食その他これに類する行為のために要する費用（「社内接待費」を除く）で、一人あたりの金額が五、〇〇〇円以下の飲食費については、交際費等の範囲から除外され、全額損金に算入できる制度も設けられています。

一定の書類とは、飲食をした年月日、飲食に参加した得意先等の氏名、飲食に参加した人数等が記載された書類です。

## 3 広告宣伝費との区分

広告宣伝費とは、不特定多数の者に対する宣伝のために支出

する費用で、お中元やお歳暮の時期に社名入りのカレンダー、手帳、手ぬぐいなどを配布するために通常要する費用であれば、交際費等には該当しません。

また、製造業者や卸売業者が抽選により一般消費者に対し金品をプレゼントしたり、旅行、観劇などに招待するための費用や金品引換券付の商品の販売に伴う一般消費者に金品を交付するための費用、小売業者が商品を購入した一般消費者に対し景品を交付するための費用なども広告宣伝費となります。

ただしこの場合、①化粧品



製造業者や販売業者が美容業者や理容業者を対象とする場合や、②機械又は工具の製造業者や販売業者が鉄工業者を対象とする場合などは、一般消費者を対象として注意が必要と認められないので、注意が必要です。

また、配布する物品が高額な場合や、特定少数の取引先だけに贈答をする場合には、交際費等として取り扱われる可能性が高くなります。

#### 4 福利厚生費との区分

福利厚生費とは、専ら従業員の慰安のために通常必要な費用のことです。

具体的には、社内の行事に際して支出する、①創立記念日や新社屋落成式等に際し従業員等に概ね一律に社屋において供与する通常の飲食費、②従業員等又はその親族等の慶弔、禍福に際し支給する金品に要する費用、③運動会、演芸会、旅行などの費用が該当し、これらの費用が一定の基準に従って概ね一律に支出されるものを福利厚生費として処理します。

したがって、役員だけといった社内の一部の者のみを対象とした慰安旅行や社内規定に基づかない高額な慶弔費などは、交際費等として扱われます。

#### 5 寄附金との区分

寄附金とは、金銭、物品その他経済的利益の贈与又は無償の供与をいい、一般的に寄附金、拠出金、見舞金などと呼ばれるものですが、これらの名義の支出であっても、他の科目とされ寄附金から除外されるものもあります。

具体的には、社会事業団体や政治団体、社社の秋祭りの寄贈金などは、事業に直接関係のないものへの金銭贈与なので、「寄附金」となりません。一方、見舞金等を渡した相手が取引先であれば「交際費等」になり、社長や役員の個人的なお付き合いの相手に支出するものは社長等への「給与」に該当します。

#### 6 会議費との区分

会議費とは、社内の会議や商

談、打ち合わせに関連して支出した貸会議室費用や資料代、飲食費（茶菓、弁当その他これらに類する飲食物）等で通常要する費用です。

なお、打ち合わせ等がお昼を跨いだ場合に支出した昼食についても、その費用が通常要する費用として認められるのであれば、会議費で処理します。

#### 7 交際費等Q&A

**Q1** 会社の業務の一環として、他社の懇親会に社員を出席させました。その際に支出した会社から懇親会場及び懇親会場から自宅までのタクシー代は交際費等に当たりますか。

**A1** このタクシー代は、他社が主催する懇親会への出席費用であり、得意先等に対して自社が行う接待のために支出するものではありませんから、交際費等には該当しません。ただし、自社が懇親会を主催する際に得意先を会場まで案内するハイヤー・タクシー代は、得意先に対して自社が行う接待のために支出する

ものである。交際費等に該当します。

**Q2** 健康管理の一環として巡回バスによる健康診断を実施しており、代理店等の全従業員に対してでも希望者には健康診断を受診させ、その費用を負担しています。この代理店等の従業員のために負担する巡回健康診断費用は、交際費等又は寄附金以外の損金として差し支えありませんか。

**A2** 代理店等の全従業員を対象としていることから、特約店等の従業員を被保険者とする掛捨ての生命保険の保険料を負担した場合と同様に、「販売奨励金等」として代理店等に金銭を交付する場合の費用に該当します。

**Q3** 取引に必要な情報を第三者から受けたことに対して支払った「情報提供料」は交際費等に当たりますか。

**A3** その報酬があらかじめ締結している契約に基づき計算されるとともに、その内容が明確に規定されていれば、交際費等から除外することができません。

## 業績等の悪化により 役員給与の額を減額する場合

役員給与の定期同額給与については、原則として、毎事業年度一定の時期にしかその額を改定することはできません。しかし、「経営の状況が著しく悪化したことその他これに類する理由」(業績悪化改定事由)がある場合には減額改定が可能です。業績悪化改定事由は、経営状況が著しく悪化したことなどやむを得ず役員給与を減額せざるを得ない事情があることをいい、財務諸表の数値が相当程度悪化したことや倒産の危機に瀕したことだけではなく、経営状況の悪化に伴い、第三者である利害関係者との関係上、役員給与の額を減額せざるを得ない事情も含まれます。

したがって、次のような場合の減額改定は、通常、業績悪化改定事由による改定に該当します。

### ① 株主との関係上、業績等の悪化について

ての経営上の責任からを減額せざるを得ない場合

② 取引銀行との間で行われる借入金返済のリスケジュールの協議において、減額せざるを得ない場合

③ 業績や財務状況又は資金繰りが悪化したため、取引先等の利害関係者からの信用を維持・確保する必要性から、経営状況の改善計画が策定され、これに役員給与の額の減額が盛り込まれた場合

なお、これらの事例以外の場合であっても、経営状況の悪化に伴い、第三者である利害関係者との関係上、役員給与の額を減額せざるを得ない事情があるときには、減額改定後の役員給与も定期同額給与に該当すると考えられます。

この場合にも、役員給与の額を減額せざるを得ない客観的な事情を具体的に説明できるようにしておく必要があります。

## 法人設立前に生じた 経費等の取扱い

法人設立前に経費等が生じた場合、それらは設立後の法人の経費等に計上することができるのでしょうか？

法人の設立期間中に生じた損益は、当該法人のその設立後最初の事業年度の所得の金額の計算に含めて申告することができます。ただし、設立期間がその設立に通常要する期間を超えて長期にわたる場合における当該設立期間中の損益は含めることができません。

また、法人が個人事業を引き継いで設立されたものである場合における当該事業から生じた損益については、個人事業の所得計算に含めることとなります。なお、法人の設立のために支出する費用で、法人の負担に帰すべきものは「創立費」として計上することができます。

### 相続時精算課税の選択と相続税の申告義務

相続時精算課税は、贈与時に贈与財産に対する贈与税を納め、その贈与者が死亡した時にその贈与財産の贈与時の価額と相続財産の価額とを合計した金額を基に計算した相続税額から、既に納めた贈与税相当額を控除して納税を行う制度です。そのため、相続時精算課税の選択後に、相続者が死亡したときには、相続時精算課税を適用して贈与を

受けた財産を相続財産に加算して相続税を計算します。この結果、相続税の基礎控除額以下であれば相続税の申告は必要ありません。なお、相続時精算課税を適用した財産について既に納めた贈与税がある場合には、相続税の申告をすることにより還付を受けることができます。

# 回収不能な債権の貸倒れ処理

「債権回収」とは、簡単にいうと、支払ってくれないお金や商品代金を債権者が債務者から回収すること（支払ってもらう）をいいます。

商品を販売したりサービスを提供した場合やお金を貸した場合には、商品やサービスの対価を支払ってもらう権利や、貸したお金を返してもらう権利を持つており、逆に商品やサービスの提供を受けた人やお金を借りた人は、商品やサービスの代金を支払う義務、またはお金を返す義務があります。

このように、商品やサービスの代金を支払ってもらう権利やお金を返してもらう権利がある人のことを「債権者」といい、逆に、商品やサービスの代金を支払う義務やお金を返す義務がある人のことを「債務者」といいます。債権者としては、債務

者からお金を支払ってもらうことが通常ですが、会社を経営していく上では債務者が支払ってくれない場面で問題になることも多々あります。

債権回収の方法は多種多様ですが、実際に債権を回収するためにはまずは、時効に注意しなくてはなりません。債権の種類によって、債権の有効期間が異なり、主な債権の種類における時効期間は、下表のとおりとなります。

なお、民法（債権法）の改正により、時効期間は、令和二年四月から主に以下のように見直されます。

① 債権の原則的な時効期間は、次のいずれか早い方

- ・ 債権者が権利を行使できることを知った時から五

時効期間	主な債権の種類
1年	飲食代金 動産のレンタル代金
2年	売掛金 給料
3年	建築工事の請負代金 自動車修理費
5年	家賃・地代 営業上の貸付
10年	民事債権（個人間の売買・借金）

・ 権利を行使できる時から一〇年（生命・身体への侵害による損害賠償請求権は二〇年）

② 債権又は所有権以外の財産権の原則的な時効期間は、権利を行使できる時から二〇年

そして、時効を過ぎてしまうことが考えられる場合や時効が成立してしまった場合は、次のような手順で債権回収を進めることとなります。

- ① 話し合い（電話やメール）による請求
- ② 内容証明その他の書面の送付
- ③ ①や②を弁護士の名前で行う。弁護士の名前で交渉等を行うことで、債務者の反応が変わることがあります。
- ④ 保全手続（仮差押え）
- ⑤ 裁判手続（少額訴訟、訴訟、支払督促等）
- ⑥ 強制執行手続 確定判決、和解調書、調停調書などは「債務名義」と呼ばれ、相手方が任意の支払に応じない場合、裁判所に強制執行を求める。裁判所の回収は、経営の上で最重要業務の一つです。しかし、前記の手順でどんなに回収の努力をしても売掛金、未収金などの回収不能は発生してしまうのが現実です。「弁護士に依頼すると回収費用が多額にかかってしまうし、時間もとられてしまう。どう考えても回収は無理



だ！」となった時にはどのような場合にすればよいのでしょうか？

この場合には貸倒損失として損金に計上します。

取引先に対する売掛金等などの回収可能性については、取引先の経営状況などを分析しながら、まずは会社自らが総合的に判断することになります。回収可能性の十分な検討の結果、回収不可能な債権と判断されれば、会社経理上は貸倒れの経理処理も選択の対象となります。しかし現実的には、税法が定める貸倒れの要件を満たさなくては適用できません。

では、税法が定める貸倒れの要件とはどのようなものか。

次の要件のうちいずれかに該当する必要があります。

1. 「法律上の貸倒れ」：法律上の債権の切り捨てがあつた場合

① 会社更生法、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律、会社法、民事再生法等の規定による更生計画の認可の決定等があつた場合。

② 会社法の規定による特別精

算にかかる認可・決定等があつた場合。

③ 法令の規定による整理手続によらない債権者集会等の協議決定で合理的な基準により債務者の負債整理が定められた場合等。

法律上の金銭債権の貸倒れの場合は決定等の文書が発行されますので、その文書に基づいて貸倒れ処理を行うこととなります。

2. 「書面による免除」：金銭債権の弁済を受けられない場合債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、その金銭債権の弁済を受けることができないと認められる場合には、その弁済を受けることができない金額を書面によつて免除するという形で債権放棄として損金計上することができま

す。書面による債権放棄を行う場合には、その債権放棄が寄付金と認定されないために債務者の資産状況や支払能力がないという事実を確認する必要があるとす。債務者が法人であれば決算書を取り寄せるのも良いでしょう。この場合、資産の評価は時

価ベースが原則となります。また、書面により通知したことを証明するために、債権放棄の通知書を作成し内容証明郵便で郵送する手続をおすすめします。

3. 「事実上の貸倒れ」：全額回収できないことが明らか

な場合  
債務者の資産状況、支払能力からみて、その全額が回収できないことが明らかになった場合に、会社が貸倒損失として損金経理したときは、その損金認められます。注意する点は、債権の額の「全額」を貸倒れ処理する必要があります。債権の一部だけの適用は認められません。全額回収不能となった場合、担保物があるとき（無価値な場合を除く）はその担保物を処分した後でなければ貸倒れとして損金経理することはできません。この場合、連帯保証等（保証能力が無い場合を除く）についても担保物とみなされることとなります。

4. 「形式上の貸倒れ」：取引停止後一年以上回収できない場合  
売掛金、受取手形などの売掛

債権について、売掛債権の額から備忘債額（一円）を控除した残額（例えば五〇万円の場合に四九万九、九九九円）を会社が貸倒損失として損金経理したときは、その損金認められます。注意すべき点は、対象となる債権が、売掛金、受取手形などの売掛債権に限定されており貸付金などは対象とならない点です。

① 継続的取引関係にあつた債務者につき、その債務者の資産状況等が悪化し取引停止に至つた場合に、その取引を停止したときもしくは最後の弁済期、または最後の弁済の時のうちもつとも遅いとき以後一年以上を経過した場合。（注：担保のある場合を除きます。）特に支払期限の定めがない場合には、即時払いと考えられますので最後の納品日を起点として一年経過を判断することと考えられます。

② 同一地域の債務者に対する売掛債権の総額が、取立てのために要する旅費その他の費用に満たない場合において、債務者に支払を督促したにもかかわらず弁済がないとき。

## 中小企業の経営者の健康リスク

大企業と違い中小企業では、経営者が経営はもちろん、従業員の労務管理や業務管理など一人何役も兼務していることも多く、また少子高齢化に伴う後継者不足が進む中で、もし経営者が病気や怪我など不測の事態が起こった場合には、事業継続も危ぶまれることとなります。

信金中央金庫が中小企業における経営者の健康リスクについての調査結果をまとめていますので、そこから中小企業経営者の「1週間あたりの時間」と「健康診断を受ける頻度」について見ていきます(有効回答数1万4,204社)。

1週間あたりの労働時間では、「40時間以上60時間未満」との回答が50.8%と半数を超えています。約4分の1を占める23.6%が「60時間以上80時間未満」で、さらに「80時間以上100時間未満」が5.5

%、「100時間以上」が2.0%となっています。また、経営者の年齢で見ると、60歳代で28.3%、70歳代以上で20.6%の者が60時間以上の長時間労働と回答しており、事業承継を考える時期の経営者自身が過重労働に陥っているケースも多いようです。

単純比較はできませんが、労働者の場合、1週間の平均労働時間が60時間以上の長時間となると、脳や心臓の疾患や精神的な不調といった健康障害発生リスクが高まるとされており、(独)労働安全衛生総合研究所によると、過去1ヶ月間の週労働時間が61時間以上では、40時間以下に比べて心筋梗塞リスクが1.9倍になるとしています。

一方、健康診断の頻度は、「1年に1回以上」が84.1%と8割を超えており、経営者の年齢が高いほどその割合も高い傾向にあります。

定期的な健康診断も重要ですが、合わせて長時間労働の解消を図る努力も必要でしょう。

## 紅葉狩り

秋が深まり昼夜の気温差が大きくなると、山の紅葉が美しく色づき始めます。日本は国土の約七割が森林であり、紅葉する樹木の種類も多く、各地で美しい紅葉を楽しむことができます。気の合う仲間や同僚とお近くの紅葉スポットへ、お出かけになってみてはいかがでしょうか。早朝の時間帯であれば人も少なく、朝の澄んだ空気の中で色

づく紅葉は特に美しくお勧めです。

また、観光地の紅葉スポットでは夜間のライトアップを行っている場所もあり、時間帯によってまったく違った美しさを味わうことができます。テレビのお天気コーナーや駅のポスターなど様々な媒体で紅葉情報を紹介しています。

## 大掃除

今年も残すところあと2か月となりました。年末が近づくと気がかりなのが大掃除のことではないでしょうか。

新しい年をきれいに掃除された家や会社で気持ちよく迎えたいのは誰しも同じでしょうが、年末は社会全体が慌しく何かと忙しいものです。限られた時間で家中の掃除をするのは大変ですし、今年は少し早めに大掃除を始めてみませんか？

まずは掃除する箇所をリストアップし、スケジュールと担当の割り当てを決めます。家族や社員それぞれの都合のいい日で1日1、2ヶ所ずつなら負担も軽く済みますし、天気が悪く予定していた大物の洗濯や外周りの掃除が難しければ、別の日の予定箇所と入れ替えて掃除することもできます。一度徹底的にきれいにすれば、あとはいつもの掃除できれいに保てるものです。余裕を持って年末年始を過ごすためにも、早目の大掃除をお勧めします。

## 雇用保険制度

### 適用と保険料の徴収



平成二十九年一月の雇用保険の改正に伴い、令和二年四月以降は高年齢者の雇用保険料を徴収する必要があります。

そこで、被保険者の範囲、保険料の徴収及び雇用保険制度に関する注意点をみていきます。

なお、雇用保険の被保険者は一般の被保険者、高年齢被保険者、短期雇用特例被保険者、日雇労働被保険者と細分化されませんが、今回は主に改正により影響を受けることとなる高年齢被保険者についてご紹介します。

#### 一 雇用保険の適用拡大

##### (一) 被保険者の範囲

平成二十九年一月の適用拡大前は、六十五歳到達日以後に新たに雇用された場合、雇用保険の適用除外<sup>①</sup>とされ、被保険者の資格を取得することはありませんでした。

同年一月以降は、六十五歳到達日以後に新たに雇い入れられた者も雇用保険の被保険者資格を取得することとされました。

(注) 六十五歳到達日前に雇用保険の被保険者資格を取得し、六十五歳到達日以後も引き続き雇用されている者は、六十五歳以後も被保険者とされました。

##### (二) 雇用保険料免除の廃止

これまで、保険年度の初日(四月一日)において、満六十四歳以上の者は「免除対象高年齢者」として、保険料の徴収を免除されていました(事業主負担分も免除)。適用拡大の改正が行われた後も三年間は経過措置により免除の措置が継続され、令和二年四月からは六十四歳未満の者と同様に保険料の徴収を開始

することとされています。

高年齢者の給与明細には「雇用保険料」の表示が加わり、被保険者から問い合わせが寄せられることも考えられます。給与明細と一緒に徴収開始の案内文書を交付する、有期雇用者であれば契約更新時に保険料徴収が始まることを知らせる等、何らかの周知をしておくといでしょう。

また、事業主の負担額も増加が見込まれます。六十四歳以上の被保険者を多く雇用している事業場では、支払っている賃金を基に保険料負担の変動を試算して備えておきましょう。

【参考】今年度の保険料率(一般の事業)

・ 事業主 一〇〇〇分の六  
・ 被保険者 一〇〇〇分の三  
保険料の額は、賃金(交通費等も含む)に保険料率を乗じて求めます。

例えば、賃金額が三〇万円の場、事業主負担額は一、八〇〇円、被保険者負担額は九〇〇円となります。

保険料率は年度により変動することがありますので、四月以降

降の給与を計算する際は厚生労働省などのホームページ等で保険料率をご確認ください。

#### 二 高年齢者に対する給付

##### (一) 高年齢求職者給付金

六十五歳以上の被保険者を「高年齢被保険者」といい、離職したときには六十五歳未満の離職者に対する基本手当とは異なる高年齢求職者給付金が支給されます。給付金を受けるには、離職後に居住地を管轄するハローワークで求職の申込みをし、受給資格の決定を受ける必要があります。

次の要件を満たすときに、受給資格の決定が受けられます。

- ① 離職していること
- ② 労働の意思及び能力があるにもかかわらず職業に就くことができない状態にあること
- ③ 離職前一年間に雇用保険の被保険者期間が通算して六か月以上(賃金支払基礎日数が十一日以上ある月を一か月と計算)あること

その後、指定された失業の認定日にハローワークに行き、失業の認定を受けることで、被保



險者であった期間に応じた金額が支給されます。

### (二) 給付金額

給付金の額は、被保険者であった期間により決まります。

・一年以上のとき：基本手当日額の五〇日分

・一年未満のとき：基本手当日額の三〇日分

基本手当日額は、離職前六か月の賃金総額を一八〇で割った額の四五％、八〇％です。下限額と年齢区分による上限額が定められていて、毎年八月一日に見直されます。

基本手当の場合は、四週間に一回求職の申込みをし、失業の認定を受けた日数分の給付金が支給されますが、高年齢求職者給付金に関する失業認定は一回限りであり、一時金として支給されます。

### (三) 給付制限

高年齢求職者給付金は、離職後、ハローワークで求職の申込みを行い、高年齢受給資格者であることの確認を受けた日から、失業の状態にあった日が通算して七日間経過してからでないこと支給されません（待期間）。

また、次のような場合は、待期の七日間に加え、三か月間支給されません（給付制限期間）。

① 正当な理由がなく、自分の都合で退職したとき

② 自らの責任による重大な理由により解雇されたとき

④ その他の給付  
雇用継続給付

① 高年齢求職者は、育児休業や介護休業を新たに開始する場合も、要件を満たすときは「育児休業給付金」、「介護休業給付金」の支給対象となります。

### ② 教育訓練給付

厚生労働大臣が指定する教育訓練を受ける場合は、教育訓練を開始した日において高年齢求職者であるか、高年齢求職者の離職日翌日から教育訓練の開始日までの期間が一年以内の者も、要件を満たすときは「教育訓練給付金」の支給対象となります。

### 三 制度全般の注意点等

最後に、雇用保険の加入要件など制度全般に関する点について見ていきます。

### (一) 加入要件

次の要件のいずれも満たす場合は、「試用期間中」や「パート・アルバイト」などと称して勤務しているときでも、事業主や労働者の希望の有無にかかわらず、被保険者となります。

① 一週間の所定労働時間が二〇時間以上

② 三十一日以上雇用見込み

② 二以上の職場で勤務する者  
二以上の職場で雇用関係があるときは、生計を維持するのに必要な主たる賃金を受ける一の雇用関係についてのみ被保険者として取り扱われます。

例えば、定年後に出向元との雇用関係を維持したまま、関連会社に出向している場合は、二つの事業主との間で雇用関係が生じるので、出向元・出向先のうち主たる賃金を受ける事業主側の被保険者となります。

(三) 雇用保険被保険者番号が不明の場合

雇用保険被保険者番号は、転職をした場合であっても以前に加入していたときと同じ番号を用います。前職場から交付された雇用保

険被保険者証等に番号の記載がありませんが、番号が不明の場合は、本人の氏名と生年月日、前職の会社名などから、雇用保険被保険者番号の有無をハローワークで確認することができます。

雇用保険被保険者資格取得届の備考欄に前職の会社名（前職が派遣会社の場合は、派遣元会社名）、在籍期間を記入し、資格取得手続きをします。

(四) 外国人を雇用するとき  
加入要件を満たす外国人を雇い入れるときは、雇用保険被保険者資格取得届に、国籍や在留資格、在留期間など所定の事項を記載して届出をします。

(五) 加入手続漏れがあつた場合  
雇用保険被保険者資格取得届を提出していなかったために、雇用保険に未加入とされていた場合は、原則として二年前まで雇用保険の遡及適用が可能です。

なお、平成二十二年十月一日以降は、事業主から雇用保険料を天引きされていたことが賃金台帳や給与明細書等の書類により確認された者は、二年を超えて雇用保険の遡及適用をすることも可能とされています。

## 生活習慣病予防健診の補助 (協会けんぽ)

協会けんぽでは、生活習慣病の予防や早期発見のため健康診査(健診)の費用補助を行っています(1人につき年1回)。

### 1 被保険者・任意継続被保険者

①と②は単独で受診でき、③から⑥は一般健診に追加して受診します。表示している金額は、協会けんぽと健診機関の間で契約している自己負担の最高額です。

#### ① 一般健診

35～74歳 7,169円

#### ② 子宮頸がん健診(単独受診)

20～38歳の偶数年齢の女性 1,039円

#### ③ 付加健診

40・50歳 4,802円

#### ④ 乳がん健診

40～74歳の偶数年齢の女性 50歳以上 1,086円、50歳未満 1,686円

#### ⑤ 子宮頸がん健診

36～74歳の偶数年齢の女性 1,039円

#### ⑥ 肝炎ウイルス検査

対象者は①一般健診と同じ、624円

受診前に申込みが必要です。健診対象者名を印字した申込書は例年3月に事業主宛に送られますが、申込み方法や申込書、受診可能な健診機関は協会けんぽのホームページにも公開されています。

### 2 被扶養者

①は単独で受診でき、②は医師の判断で受診するものです。記載している金額は協会けんぽからの補助額で、健診費用総額と補助額との差額が自己負担額です。

#### ① 特定健康診査

40～74歳 最高6,650円

#### ② 詳細な健診

心電図検査等 最高3,400円

受診に用いる受診券は、被保険者の住所宛に送られますが、1月以降に新たに被扶養者となった方は、受診券申請書にて交付申請をする必要があります。

## 労働条件に関する情報サイト

賃金や労働時間などの労働条件に関する情報発信を行うポータルサイト「確かめよう 労働条件」が厚生労働省により開設されています。平成二十六年十一月に設けられ、これまでに様々な情報が蓄積されてきました。

サイトは、①Q&A、②法令、制度のご紹介、③相談機関のご紹介、④行政の取組、⑤裁判例のメニューで構成されています。「Q&A」では、労働者と事業主・労務管理担当のそれぞれに分けて疑問に対する回答が掲載され、「裁判例」では事案の概要等がわかりやすくまとめられています。労使間のトラブル防止や適正な労働条件の設定の際にご活用ください。

## 学生納付特例事務法人 (国民年金)

国民年金には、学生を対象として保険料の納付を猶予する「学生納付特例制度」があります。本人の所得が一定基準額\*以下の学生が対象です。

\* 118万円+扶養親族等の数×38万円+社会保険料控除等

学生が手続きをしやすくする観点から、大学等教育施設が学生の委託を受けて、申請の代行ができる学生納付特例事務法人制度が設けられています。申請代行を行っている大学等の一覧は、日本年金機構のホームページに公開されています。

納付猶予の手続きをすることにより、保険料を納めていない間に、病気やケガで障害を負った場合や死亡した場合でも本人や遺族が保障を受けられるようになります。

申請時点から2年1か月前までの期間についても、さかのぼって申請することができます。



## フロンとは

フロンはフッ素と炭素の化合物のことをいいます。

フロンは、化学的に非常に安定した性質で人体に対する毒性が低いことから、エアコンや冷蔵庫の冷媒としてだけではなく、断熱材の発泡剤やエアゾールなどに活用されていました。

## 環境への影響

1980年代に、北極や南極上空の成層圏で、オゾン濃度が減少しているという報告がされました。人工衛星が解析した画像で、オゾン濃度が減少している部分が穴のように見えることから、「オゾンホール」と呼ばれるようになりました。

フロンが大気中に拡散されオゾン層に達すると、紫外線によって分解され塩素原子(Cl)が発生します。発生した塩素原子がオゾン(O<sub>3</sub>)と反応して、一酸化塩素(ClO)と酸素(O<sub>2</sub>)になります。一酸化塩素は酸素原子(O)と反応して塩素原子が再び生じます。この反応が連鎖的に起こることが、オゾン層が破壊されるメカニズムになります。

## モントリオール議定書

オゾン層は、紫外線を吸収する働きがあります。オゾン層が破壊されると、地表に到達する紫外線が増加

し、人間だけではなく野生生物に対しても有害な影響を及ぼします。オゾン層を保護するための予防措置を講ずることが重要であるという国際的な合意形成がされ、1985年に「オゾン層保護のためのウィーン条約」が、1987年に「オゾン層を破壊する物資に関するモントリオール議定書」が協定されました。日本も1988年にモントリオール議定書を批准しました。そして「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(オゾン層保護法)」が制定され、特定フロンなどの生産や輸入を段階的に廃止しています。

モントリオール議定書で規制の対象となっている物質は、フロンに限られていません。ハロンや臭化メチルなども対象となっています。オゾンホールが問題視されるようになった80年代後半から90年代前半にかけては、代替フロンの開発が進められてきました。しかし、代替フロンであっても、オゾン層破壊効果がある物質については、2020年までに全廃することが定められました。

## フロンの回収

フロンが大気中に放出されることを抑制するためには、フロンを回収することが重要になります。そこで、

自動車用のエアコンや業務用のエアコン・冷凍機器の冷媒として使用されているフロンを回収するため、2001年に「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収・破壊法)」が制定されました。その後、自動車用のエアコンについては、2005年に施行された自動車リサイクル法に引き継がれました。

一方、家庭用のエアコンや冷蔵庫などの冷媒用フロンや断熱材フロンについては、家電リサイクル法によって回収が義務付けられています。

## ノンフロンの開発

フロンを使用しない、ノンフロン型の冷凍・空調システムや断熱材の研究も進められ、実用化もされてきました。ノンフロン型の冷凍・冷蔵空調システムでは、アンモニアや炭化水素、二酸化炭素が冷媒として検討されました。これらの物質は、安全上の問題やエネルギー効率が低いといった問題がありました。しかし、2010年に新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)が、アンモニアを冷媒として採用し安全対策を講じた、世界初のコンビニ向けノンフロン型の冷凍・冷蔵・空調システムを開発しました。

## 消費税の軽減税率制度

10月に消費税が8%から10%に引き上げられ、それに伴って軽減税率制度が導入されました。

軽減税率制度の対象となる品目に、飲食料品があります。この飲食料品は、食品表示法に規定する食品で、外食は含まれません。また、酒税法に規定する酒類も除かれています。

では、この食品表示法とは、どのような法律なのでしょう。

### 食品表示法の前は…

もともと、食品表示に関する法律は、「食品衛生法」「JAS法」「健康増進法」がありました。

食品衛生法は、飲食に起因する衛生上の危害発生を防止することを目的とした法律で、販売用の食品などに関する表示の基準などについて定められています。

JAS法は、農林物質の品質の改善や、品質に関する表示を適正にすることを目的とした法律で、製造業者が守るべき表示基準などについて定められています。

健康増進法は、栄養の改善などによって国民の健康の増進を図ることを目的とした法律で、栄養表示基準の策定などについて定められています。

### 食品表示法の制定

従来からあった食品衛生法、JAS法、健康増進法は、

## 食品表示法



制定された目的が異なっているものの、それぞれの法律で食品の表示に関するルールが定められており、複雑でわかりにくくなっていました。そこで、3つの法律を統合し消費者にとっても事業者にとってもわかりやすい食品表示のルールにするため、平成25年に「食品表示法」が制定されました。そして平成27年に、内閣府令として「食品表示基準」が策定されました。

食品表示基準は、食品関連事業者などが、加工食品や生鮮食品、添加物を販売する場合について適用されます。「食品」に含まれない医薬品や医薬部外品、ペットフードには適用されません。また、飲食店のように設備を設けて飲食させる場合は、食品表示基準は適用されません。

### 表示が必要な栄養成分

一般用の加工食品と添加物は、熱量・たんぱく質・脂質・炭水化物・ナトリウムの5成分について成分表

示することが義務付けられています。ナトリウムについては、消費者にとってわかりやすいように、食塩相当量に換算したものを表示します。生鮮食品については義務付けられていませんが、もし成分表示をする場合は5成分すべてを表示しなければなりません。

5成分以外の栄養成分については、任意で表示することができます。ただし、容器包装に「ビタミンC入り」などのように栄養成分を表示した場合は、必ずその栄養成分の量を表示する必要があります。

### 栄養機能食品・強調表示

特定の栄養成分の補給を目的とする食品には、その栄養成分の機能を表示することができます。これを「栄養機能食品」といいます。栄養機能食品として販売するには、一日当たりの摂取目安量に含まれる栄養成分の量が、食品表示基準で決められた下限値・上限値の範囲内である必要があります。基準が規定されている栄養成分はn-3系脂肪酸、亜鉛やカリウムなどの6種類のミネラル、ナイアシンや葉酸などの13種類のビタミンです。

なお栄養機能食品は、自己認証制度となっており、許可申請は必要ありません。

また、「カロリーーフ」や「塩分ひかえめ」などの表示を、栄養強調表示といいます。栄養強調表示についても、決められた基準を満たす必要があります。

## 世界の出生率

日本の合計特殊出生率(以下「出生率」)は、1975年に2.0を下回ってから低下傾向にあり、2005年には過去最低の1.26まで落ち込みました。その後は微増傾向が続いていましたが、2016年からは3年連続で低下し、2018年の出生率は1.42でした。では、世界の出生率はどのようになっているのでしょうか。

内閣府が作成した資料によると、アジアの中で時系列データの利用が可能な国や地域は、タイ・シンガポール・韓国・香港・台湾でした。これらの国や地域は、1975年頃までは日本の水準を上回っていました。それが急激に低下し、2016年にはタイや韓国、台湾は日本を下回る水準になりました。7月31日付の朝鮮日報の報道によると、韓国の出生率が2018年に初めて1.0を割り込んで0.98に下がったそうです。そして、2019年には0.89まで下がると予想さ

れています。ここまで出生率が下がった理由として、非正規雇用で働く若者が増えていることや、結婚に多額の費用がかかることが原因と分析されています。

欧米の出生率の推移をみると、1970年から1980年頃にかけて、全体として低下傾向にありました。これは、養育コストの増大や結婚・出産に対する価値観の変化、避妊の普及などがあったと指摘されています。ただ、1990年頃からは回復する国もみられるようになっています。

特にフランスやスウェーデンは、1.5～1.6だった出生率が、2016年にはフランスで1.92に、スウェーデンで1.85にまで回復しています。フランスやスウェーデンでは、保育の充実や育児休業制度、出産・子育てと就労に関して幅広い選択ができるような環境整備といった、いわゆる「両立支援」が進められており、これが出生率の回復につながったと見られています。

## 近代五種

東京オリンピック開幕まであと八カ月余りとなりました。オリンピックでは、普段あまり目にしない競技もあります。近代五種もその一つでしょう。近代五種は、フェンシング・水泳・馬術(障害飛越)・射撃・ランという全く異なる五種類の競技を行うものです。古代オリンピックではペントスロン(五種競技)が行われており、これ

にならって近代オリンピックを提唱したクーベルタン男爵が、近代五種を考案しました。オリンピックの正式種目となったのは一九一二年ストックホルム大会からで、当初は一日に一種目ずつ五日間かけて競技が行われていました。そして一九六六年アトランタ大会からは、一日ですべての種目を行うようになりました。

## 11月11日は「立ち飲みの日」

日本記念日協会によると、日付の11と11の形が、人が集まって立ち飲みをしている様に似ていることから、11月11日が立ち飲みの日と制定されているそうです。

これは、東京書籍から出版された「東京居酒屋名店三昧」の著者の藤原法仁氏と浜田信郎氏によって申請されて、記念日に登録されました。

もともと立ち飲みは、酒屋でお酒を購入し、そのまま店頭でそのお酒を飲む行為から始まったようで、代表的な立ち飲み店は酒屋併設型です。酒屋で立ち飲みすることを「四角い升の角に口をつけて飲むこと」から「角打ち」と呼ぶこともあるようです。

最近では、酒屋ではなく小規模なスペースを活用し、カウンターと厨房のみの「スタンド居酒屋」も多くみられるようになりました。